

一般財団法人岩手県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明業務料金規程

(趣旨)

第1条 本規定は、別に定める「一般財団法人岩手県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行に関する業務要領」(以下、「業務要領」という。)に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下、「センター」という。)が実施する現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行に関する業務料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 業務要領に規定する現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行に関する業務の料金は、申請一件につき次に掲げる額とする。

上段：税込金額(下段：税抜金額)/単位：円

証明基準	区分	
省エネルギー性(断熱性能等級4)	「設計住宅性能評価書等」を取得し、証明基準に適合している住宅(※)	8,800 (8,000)
	上記以外の住宅	25,300 (23,000)
省エネルギー性(一次エネルギー消費量等級4以上)	「設計住宅性能評価書等」を取得し、証明基準に適合している住宅(※)	8,800 (8,000)
	上記以外の住宅	30,800 (28,000)
耐久性・可変性	「設計住宅性能評価書等」を取得し、証明基準に適合している住宅(※)	8,800 (8,000)
	上記以外の住宅	25,300 (23,000)
耐震性	「設計住宅性能評価書等」を取得し、証明基準に適合している住宅(※)	8,800 (8,000)
	上記以外の住宅	30,800 (28,000)
バリアフリー性	「設計住宅性能評価書」等を取得し、証明基準に適合している住宅(※)	8,800 (8,000)
	上記以外の住宅	25,300 (23,000)

※「設計住宅性能評価書等」とは、原則としてセンターが発行した次の各号に該当する書類をいう。

- ① 設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書
- ② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証

③ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

④ フラット35Sの基準に適合するBELS評価書

- 1) 店舗等併用住宅（住宅部分の床面積が非住宅部分（店舗・事務所等）の床面積より多い場合に限る）の料金は、「一戸建ての住宅」と同額とする。
- 2) 共同住宅、長屋、連続建て、重ね建て及び上記1)以外の料金は、証明基準の種類、建築物の戸数、延べ床面積等を勘案して別途見積もりとする。
- 3) 証明基準の耐震性については、免震建築物又は限界耐力計算等の特別な計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。
- 4) 申請後の計画変更による場合又は証明書交付後の計画変更による申請料金は、その内容を勘案して別途見積もりとする。
- 5) 現金取得者向け新築対象住宅証明書を追加発行する場合の料金は、1住戸につき3,300円（税込）/3,000（税抜）とする。

（附則） この規程は、平成26年6月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

この規程は、2021年4月1日より施行する。

この規程は、2023年4月1日より施行する。